

第4回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和2年10月7日(水)

招集場所 江府町山村開発センター

開 会 午前9時00分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(4人)

1番	松本 良史	7番	遠藤 功
2番	船越 征子	8番	奥田 隆範
3番	本高 善久	9番	山本 信男
4番	加藤 直行	10番	中田 泰
5番	松原 憲治		
6番	梅田 茂		
			谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(1人)・農地利用最適化推進委員(1人)

11番 長尾 保

見山 收

職員及び関係者 局長 松原 俊二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時00分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

7番委員 遠藤 功

8番委員 奥田 隆範

事務局： 皆さんおはようございます。定刻より少し早いですが、皆さんお揃いになりましたので第4回の江府町農業委員会総会を始めさせて頂こうかと思えます。長尾委員さんと見山推進委員さんはご欠席と言う事で連絡を頂いております。それでは、農業委員会憲章の唱和を船越委員さんの進行でお願いしたいと思います。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和（進行、船越委員）

事務局： ありがとうございます。それでは加藤会長の方からご挨拶を頂きます。

会長： 改めておはようございます。昨日から気温が一段低下をしまして、秋の深まりを感じました。皆さん忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。冒頭私の方から3点程お願いとご協力を頂こうという風に思えます。まずは農地パトロールの実施についてでありまして、先月の総会において、パトロールの実施要領と現場での指導をしました。すでに昨日江尾地区の班では実施を頂いております。今後各班とも早急に日程調整を頂きまして、目視による現地確認を行って、農地保全に万全にしたいという風に考えますので、引き続きよろしくご対応をお願いいたします。第2点は、令和2年度の町内の損害の生産出荷状況につきまして、一昨日、10月5日にJAの担当部署を訪問して、少しヒアリングをさせていただきました。ご案内のとおり今年は日照不足と長雨、8月に入りましたら今度は逆に高温と日照りと言う事で、なかなか難しい気象条件でございました。きょうしつ集荷割合が56から58パーセントが5日時点でございました。品種的にはご案内の高温障害による白と地塾粒が多くて、1等米比率が60パーセントに満たないと言う状況でした。コシヒカリ、ひとめぼれ等品種による差は出ないけれども、今後比較的標高の高い地区、集落から出荷されるので、少し1等米比率が上がるのかなと、60パーセントくらいには届いて欲しいなと、と言う感想をお持ちでございました。米の米価概算金については既に各農家の方に通知をされておりますけれども、外食産業の需給、うるち米30キロ、1袋当たり、前年に比べて200円減という風になっております。以上JAにヒアリングをさせて頂いた今年の生産出荷の状況でございました。最後に鳥取県の農業会議主体の特別研修会の開催について、先月の総会で、今年は東、中、西各地区、3地区で実施するんだ、と言う事を会長会議の決定事項として皆さん方にご案内をしておりましたが、ところが今般農業会議からこれを変更して開催する旨の正式な通知が配送されました。これによりますと、県下1会場で、出席人員を協力絞って開催をすると言う正式通知でございます。本日その他事項の中で改めて開催の内容と本町の出席対応についてお諮りをさせて頂きますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。尚本日は審議事項として農地法第3条の許可案件が4件提案をさせて頂きますので、よろしくご審議の程お願い申し上げまして、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

議長： それでは総会審議に入ります。本日は欠席委員さんが、長尾委員、見山推進委員でございます。従いまして本日出席委員は農業委員会会議規則の5条による委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していると言う事を報告申し上げます。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することにご異議はございま

せんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは署名委員に議席番号7番の遠藤委員、同じく議席番号8番の奥田委員さんをお願いをしたいと思います。尚会議書記は事務局を指名します。続きまして、今日は報告事項はございませんので、早速議事に入らせていただきます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の方より提案説明をお願いします。

事務局： はい、総会資料の2ページ目をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りをいたします。受付番号47番、譲渡人が〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、所有権移転の案件でございます。該当の農地は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、地目は〇で地籍が〇、〇〇〇㎡です。3ページに地図を付けております。取得後でございますけれども、こちらは〇〇の〇〇〇〇〇との関係もあるんですが、こちらも今後調整を進めて〇〇等で活用したいと言う事での申請でございます。〇〇さんの所有の農地でございますけれども、現在自作地が〇、〇〇〇㎡、〇〇a ございます。以上です。

議長： 1号議案の提案説明が終わりました。担当委員さん、これは宇田川推進委員さんでよろしいでしょうか。

宇田川： はい、実は3年、4年くらい前から作ってなくて、話は1年前からあったんですが、ようやく〇〇の〇〇もできて、〇〇さんは直ぐ側でして、〇〇さんも〇〇〇から通うの、草刈も大変で出来ないと言う事ではなかったんですが、作ると言う事であれば側ですし、良いかなと言う事で、お互いによく話が出来た様で、よろしく申し上げます。

議長： はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか。それでは質疑を打ち切り、採決を取ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案賛成の委員の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り承認をいたしました。続きまして議案第2号、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

事務局： 4ページをご覧ください。受付番号48番、こちらの土地が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番、地目は〇、地籍が〇〇〇㎡でございます。こちらも所有権移転でございます。譲渡人が〇〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇〇〇〇さんでございます。尚〇〇さんの農地の所有状況でございますけれども、自作地で〇、〇〇〇㎡、借り入れと

して〇, 〇〇〇㎡、合わせまして大体〇〇a くらいの所有でございます。以上です。

議長： それでは担当委員の山本委員さんコメントをお願いしたいと思います。

山本： はい、この〇〇につきましても、〇〇〇〇さんが以前から耕作をしておられて、その後長年作っておられましたけども、今回所有権移転が成立したと言う事を聞いておりますので、よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。それでは本件の質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。無い様ですので質疑を打ち切り、採決を取ります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請につきましても、原案賛成の委員の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定いたしました。続きまして議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につきましても、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： 資料が6ページになります。こちら第3条の所有権移転の申請でございます。受付番号50番、大字〇〇〇字〇〇〇〇番ほか全部で〇筆の〇でございます。合計面積が〇〇〇㎡でございます。こちらの譲渡人が〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、譲受人が同じく〇〇〇〇〇番地にお住いの〇〇〇〇さんでございます。〇〇さんでございますけども、現在借りて作っておられます農地の面積が、〇, 〇〇〇㎡と言う事でございまして、今回〇〇〇㎡の方の取得をされると言う事でございまして。こちらの農地の活用でございまして、野菜、花き、こちらの栽培を取り組まれると言う事で出て来ております。以上です。

議長： はい、それでは本件、松原代理さんコメントをお願いします。

松原： はい、事務局長の話のとおりなんですけども、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇のところに出ておられて〇〇〇〇状態なんです。そこに〇〇〇〇さんは〇〇〇〇から〇〇〇〇された方として、屋敷周りの畑を自分の畑として耕したいんですけど、下限面積と言うのがございまして、神奈川地区は4反ないと認められないと言う事になっているんですけど、前回通してもらった利用権設定で〇〇〇〇の所を〇〇〇〇〇〇ほど借りて作っております。今回買うのが〇〇〇〇で合わせて4反以上になると言う事でクリアできるという事でございまして。前回長尾委員から下限面積は、と言う話があったと思うんですけど、そういう事をお願いしたいと思うんですけども、移住定住者が増える場合は江府町も考えないといけないのかなと言う感じはしているんです。と言いますのは、日南町は既に移住定住に農地付きの空き家を促進するために1a くらいに落としています。これは農業委員会で決めれば良い話なんで、日南町は既に促進するために面積を落としている。それから全国的に見ても、

全国1, 700位農業委員会がありますけども、1割くらい、170位は下限面積を別段の面積と言う事で、農業委員会で落としているわけです。そういう状況ですので、今後江府町でも移住定住者のこういう状態があるようならば、考える必要があるかなと思っているところです。

議長： ありがとうございます。確かに下限面積が取得者の譲受人の条件になっている、松原代理のご指摘のとおりでありまして、こういう風に案件が出てまいりますと、前向きに移住定住の方を受け入れなければならない、受け入れ対応、そういう環境作りと言うものを作って行く必要もあるのではないのかなと思います。松原代理の方から提案を受けましたので、農業委員会としても今のうちのお考えを受け止めて、前向きに今後検討をしていきたいという風に思います。その他皆さんの方でこの件につきまして、ご意見あるいはお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。特に下限面積の件について少しご意見がございました。この点、何かお考えをお持ちの方は提案願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

本高： すみません。下限面積の事につきまして、江尾地区では持っている物が小さい単位でございまして、今後日南町さんの事例程ではなくてもいいと思いますが、是非とも議論をして頂いて、少ない面積で所有権移転が可能になる様にお願いをしたいという風に思います。

松原： 江尾は5反ですかね。

本高： 江尾はいくらでしたか。

松原： 町内でも違うんですね。米沢は5反で、全国の県、北海道は除くんですけど5反です。神奈川地区は規模が小さいので、地域で5反以上が4割を下回ってはいけない事になっているんです。無いもんだから4反にして4割以上に神奈川地区はしているんです。それは農業委員会で昔決めていると思うんです。米沢は規模が大きいので全国と同じ5反になっているわけです。江尾はちょっとわからない。

事務局： 江尾は本町5丁目が3反、本町5丁目を除いて大字江尾は4反と言う事で、大字江尾、佐川、武庫、洲河崎、下安井、こちらが4反です。本町5丁目の3反を除いた後は松原代理が言われました、基本の5反が設定されていると、こちらが直近で平成25年に一部見直しをして今に至っていると言う事でございます。ご指摘のとおり7年を経過していると言う状況でございます。

松原： この本に書いてあるんですけど、下限面積のチェックは毎年1回総会または部会で、下限面積が適切かどうかを確認することが望ましいとなっていまして、年1回は見直しして下さいと言う話にはなっているんですね。

事務局： 確かにこちらの方も、統計上の農家者の方それぞれの面積全部集約をして、計算上で

出す基になっている様でございます。7年経過しておりますし、意見を頂いた様に、結果はどういう結果が出るかは別として、とりあえず弾いて合わせて検討をしてみる時期は来ているのかと思います。こちら事務局の方も準備に掛かって行きたいという風に考えます。

議長： はい、その他ありますか。先ほどの件につきましては、今後農業委員会としても前向きに議論を深めて行く、と言う事を確認したいと思います。それでは採決に入らせていただきます。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の委員の方、挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり承認いたしました。続きまして議案第4号、同じく農地法第3条の規定による許可申請につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、こちら8ページになります。受付番号51番、こちらも先ほど審議を頂きました〇〇〇〇さん係る分でございます。土地が大宇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番、〇、〇〇〇㎡でございます。こちら譲受人の方が〇〇〇の〇〇〇〇さんの方に所有権移転と言う案件でございます。尚〇〇さんの農地の状況でございますけども、自作地が〇、〇〇〇㎡、借り入れ地が〇、〇〇〇㎡と言う事で、合わせて約〇〇aくらいになるかなと言うところでございます。以上です。

議長： 先ほどの3条申請と同じ譲渡人の案件でございます。質問、ご意見を受け付けます。よろしいでしょうか。無い様ですので採決に入らせていただきます。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の委員の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので本案原案通り決定しました。以上が審議事項でございますが、その他、少し皆さん方をお願いと相談をさせて頂きたいと思っております。事務局の方からお願いします。

事務局： 1ページの日程をご覧ください。6番その他（1）令和2年度利用状況調査（農地パトロール）についてと言う事で、お時間を頂きたいと思っております。先程の会長の話の方にもございました、昨日本高委員さん、竹内推進委員さんにお世話になりまして、江尾、小江尾、久連のパトロールをして頂きました。若干江尾地区の一部が残っておりまして、そこについてはもう一度お時間と言う事とでございます。今年7班の編成でお世話になりますが、会長の方からも頂きましたが、まだお忙しい時期かとは思いますが、日程調整をして頂きまして、計画の方をして頂けたらと言う事です。よろしくお願いをいた

します。

議 長： 本高委員さんと竹内推進委員さんに昨日された感想を、どういう状況だったか教えて頂けたら非常にありがたいと思います。本高委員さんどうでしょうか。

本 高： 何分初めてやったものですから、自分がわかる範囲のところはそのまま、去年の事務局から頂いている場所に基づいて見させて頂いた所でございます。既に2、3耕作することがちょっと難しいなと言う点も見えて来たり、それでもきちんと作っておられる所もあったりしましたけれども、実際に見てみないとわからないな、と言うのが実感でございまして、勉強させて頂いたと言う、私の場合はそう言う感じでございました。

議 長： 竹内推進委員さんいかがですか。

竹 内： はい、本高委員さんと松原事務局長さんと3人で回ったんですが、初めて行った所がかなりあります。去年の調査のリストを見ながら回ったんですが、まだ出来る様な所もあると言えばありますが、ちょっと難しいかなと言う様な感じを持ちました。段々に年齢も上がって来るし、ここ2、3年は出来るかもしれないけど難しいかなと、その辺は自分たちが指導と言うか、いろいろ相談があったら持って行くと言う様な格好で行かないといけないのかなと、これで順次毎年そういう所を見て回ったら、結構順調に行くのではないかなと、ある程度は団地毎で切り捨てると言うのはおかしいですけど、ブロックを固めて行かないといけないのではないかと思います。以上です。

議 長： そうですね。またそう言う事について相談が出来たらなという風に思います。まだ江尾が残っているそうですので、一つよろしくお願ひします。それでは事務局の方次の事項をお願いします。

事務局： (2)で農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想(検討)について、と言う所をお諮りしたいと思います。別紙に同じ表題の用紙を付けております。基本的には農業経営基盤強化促進法と言う、農地を恒久的に活用して、なお且つ効率的な運営を図って行くと言う様なことが基になっている法律、これに基づいたものでございます。認定農業者、江府町に今現在個人を含めた5件が認定されているところでございます。この認定農業者の申請等に当たって、この構想が基本になって、判断基準になっていると言う様なものでございまして、10年間の計画がなされます。中間地点で計画の中での見直しが図られると言う事で、今年が中間と言う事で今回これが求められてくると言う事でございます。主な事業としては内でおっしゃると農林産業課の方で主に策定の方をしていただく訳ですけども、この策定委員、ここに書いてありますけども、人・農地チーム会議という、江府町版のそれぞれ委員会の検討委員会を設けられるわけですけども、こちらの方に農業委員会から3名お願ひしたい、と言う様な要請が来ておまして、正式な文章はまだ来ておりませんが、ちょうど総会前だったものですから先行して諮らせてもらおうと言うところでございます。真ん中にスケジュールと言う事で書いてありますが、県の方針が決まりまして、これに基づきまして各市町村がそれぞれ特色を生か

しながら計画を策定していくという内容でございます。こちらの期限が12月上旬の農業委員会の総会場で皆さんに最終お諮りをさせてもらって、意見を最終的に農林産業課、主幹にお返しをするというところで、後は年内にそれを受けて県の方から最終的な同意を頂いて完了と言う事でございます。何分年の半分以上が過ぎたところでございます、非常に厳しい所ではございますけども、先般市町村の担当者会議も終了したと言う事で、江府町の方の計画策定に向けて動くと言う事でございます、農業委員会の方から検討委員さんとして3名の方、お願いしたいと言うところでのお諮りする案件でございます。一番下の所にカッコで農業指導士長尾保様という風書いております。農業委員会の枠とは別に農業指導士さんもこの中に加わってもらうと言う事で、長尾委員さんは指導士の肩書の方で参加していただく訳でございます、こちらの委員さんの中から3人お世話になれたらという風に思います。事務局の方で、加藤会長と松原職務代理、宇田川推進委員長さんと3名の方をお願い出来たらと、事務局の方で案と言う事でさせてもらう訳ですけども、いかがでございましょうか。

議長：事務局の方から提案がありましたが、いかがでしょうか。町の基本構想策定に向けた検討委員の選出であります。成案が出来上がったなら農業委員会の方で基本構想を審議して、町の担当部局の方にお返しをするという流れの中の一過程と言いますか、松原代理それから宇田川推進委員さんいかがでしょうか。年に2回程あるようですが、受けて頂けませんでしょうか。

両委員：はい、受けます。

議長：皆さんよろしいでしょうか。そう言う事で、ご了解を頂けたと言う事で3名で委員としてチームにかかわらせて頂きたいと思っております。ありがとうございます。続きまして事務局よりお願いします。

事務局：今回の農業委員会総会についてお諮りしたいと思います。令和2年11月11日水曜日、時間は9時30分から、会場はこちら山村開発センター2階会議室、と言う事でお願い出来たらという風に思います。時間の方が9時半と30分繰り上げた形にしましたけどもいかがでございましょうか、基本的に9時の早く始まって早く終わった方が良いとか。

議長：よろしいのではないのでしょうか。夏時間として農繁期でもありましたし、9時スタートでしたが、11月以降は9時半と言う事で、そう言う扱いにしたいと思っておりますが、よろしくお祈りしたいと思います。次お願いします。

事務局：研修会開催の方向性についてお諮りさせてもらおうかと思っております。本年度の研修と言う事でございます。例年10月から11月の時期にかけまして、視察先、視察内容を決めて先進地視察と言う形で行っているところでございます。コロナ禍の中でなかなか研修先と言うのも、こちらの受け入れ先もなかなか難しいと言う様な状況もありまして、これについてお諮りをさせてもらおうかと言うところでございます。例年宿泊を付けた



形であちこち視察先に出かけております。先ほども言いましたけども、受け入れ先等の関係もあります。取り敢えず今の状況からして難しいと思ひまして、年内、例年この時期なんですけども、研修は難しいかなという風に考えるところでございます。

議長： この件については先月の総会の時にお話をしました。総会後に松原代理さん、宇田川推進委員さん、松原事務局長さん、私、4人でこれらの対応について相談をさせていただきました。事務局長がお話をした通り、研修会については現在の様なコロナ禍の状況の中で無理だと、ましてや団体を受け入れてくれる所もなかなか見当たらない、と言う事からすると、今年の研修会の開催は延期をする、中止ではございません、延期と言う事にさせていただきます。そういう事業が出来る環境になれば再度再開をさせていただくと言う事で、整理をさせていただきましたのでご理解のほどお願いします。

事務局： 続きまして、(5)鳥取県農業会議・特別研修大会についてと言う事でございます。お手元の資料をご覧ください。開催の日時は先ほど会長の方からもありました、最初の3ブロックに分かれて開催をすると言う話もあったんですが、最終的には11月19日木曜日、会場は倉吉の未来中心で開催されます。時間が1時半から3時半までの予定で、県下合同でと言う事での開催に変更になりました。日程研修内容についてはまだ確定してないところもありますが、資料にある様な日程でございます。裏面に参加者の上限人数と言う事で、各市町村の人数割当が来ております。今までは全員の方にご参加を頂いておりました。今回は蜜を避けると言う様な事で江府町は5名までと言う事で来ております。今年改選もございました。そう言った中で新任の委員さんの中から参加いただける方がございましたら、お願い出来たらと思います。当日は公用車で参加者の皆さん一緒に会場に向かいたいという風に考えております。いかがでございましょうか。

議長： 江府町は5名と言う事で、そう言う方向で出席したいと思ひます。私は出席させていただきますので、あと4名の方、留任の方は今まで研修会に出られていますので、新任の方であと4名出て頂きたいという風に思ひます。

本高： はい、参加します。

遠藤： はい。

議長： 松本さん、本高さん、遠藤さん、あと一人お願い出来ないでしょうか。竹内さんよろしいですか。それでは、竹内推進委員さん、遠藤委員さん、本高委員さん、松本委員さん、私、5名と言う事で、お忙しいでしょうけど、よろしくお願ひします。

事務局： 加藤会長、松本委員さん、本高委員さん、遠藤委員さん、竹内推進委員さん、5名の方また詳しい出発時間等ご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひします。次回の農地相談会についてと言う事で、今月ですけども、10月14日水曜日、午後1時半から3時半まで、会場は開発センター1階会議室と言う事で、お世話になります委員さんは、船越委員さん、松原委員さんでお願いいたします。次々回の相談会でございま

すけども、日時が11月19日木曜日、お世話になります委員さんが、梅田委員さん、奥田委員さんでございますけども、よろしいでしょうか。

両委員： 大丈夫です。

事務局： それでは、11月19日木曜日、梅田委員さん、奥田委員さんよろしくお願ひいたします。以上です。

議長： いいですか。以上が予定した事項ですが、皆さんの方から何かご意見等ありますでしょうか。本日はありがとうございました。議事内容も予定通り承認いただきまして、その他事項で何かとご協力いただきましてありがとうございます。それでは以上を持ちまして本日の総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 7番委員

署名委員 8番委員